

# 第3次津久見市環境基本計画及び津久見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務並びに津久見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）見直し業務委託仕様書

## 1 業務名

第3次津久見市環境基本計画及び津久見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務委託並びに津久見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の見直し業務委託

## 2 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月25日まで

## 3 業務の目的

本業務は、平成30年度に策定した第2次津久見市環境基本計画（以下、「第2次環境基本計画」とする）の計画期間（平成30年度から令和7年度）が終了したことにより、本市の環境の保全及びその向上に関する施策を総合的に計画し、脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会の実現等のための基本的な計画である第3次津久見市環境基本計画（以下、「第3次環境基本計画」とする）を策定することを目的とする。

第2次津久見市環境基本計画、環境施策に関する情勢は大きく変化している。このような中、令和8年3月に策定された第6次津久見市総合計画との整合性を図りつつ、現在直面している新たな環境問題に対応した、より効果的な津久見市環境基本計画の見直しを行う必要がある。

加えて、第3次環境基本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「区域施策編」とする）を内包する計画として策定する。

また、第4期津久見市地球温暖化対策実行計画事務事業編（以下、「事務事業編」とする）の見直しも併せて実施する。

## 4 業務の内容

本業務の内容は、概ね以下のとおりとするが、国の方針や受託者の企画提案等により調整する場合がある。プロポーザルは、以下に加え事業目的を達成するためのより良い支援や手法を加えた提案を行うものとする。

なお、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画事務事業編・区域施策編については、一体的に作成するものとする。

### 4-1 各計画共通

#### (1) 策定方針の検討

第3次環境基本計画（区域施策編を含む）の策定及び事務事業編の見直しにかかる基本的な方針を検討・整理するとともに、委託者や受託者など関係者の作業の進め方を示した

業務計画書を作成する。

## (2) 打合せ・協議

本業務の遂行に当たっては、本市の関係職員と十分な協議に基づき進めていくものとし、打合せ・協議を必要に応じ行い、打合せ記録簿を作成、提出する。

## 4-2 第3次環境基本計画の策定

### (1) 第2次環境基本計画の総括

市の既存資料等をもとに、第2次環境基本計画に示す施策や成果指標の達成状況を整理し、第2次環境基本計画を総括する。

### (2) 環境データの整理

本市の地域特性を把握するために、生活環境、地球環境（気候変動影響を含む）、自然環境、快適環境とそれらを支える市民協働による環境保全の各分野において、第3次環境基本計画に反映する必要がある環境データを収集・整理する。

### (3) 最近の環境情勢や国・県等の動向の整理

第2次環境基本計画策定後の社会経済情勢の動向を把握・整理するとともに、国・県等の環境政策の動向や関連計画についても調査・整理する。

また、第3次環境基本計画に反映すべき本市の関連計画を整理する。

### (4) 市民及び事業者の意識調査

第2次環境基本計画策定後の市民・事業者の意識や取組状況の変化、地球温暖化に関する意識や取組の状況、再エネ導入の可能性等を把握するために、市民アンケート調査及び事業者アンケート調査を行う。

市民及び事業者アンケート調査・分析の実施と報告書の作成

#### ○アンケートの設問の設定

- ・アンケート調査票の作成、印刷、発送、回収
- ・発送用封筒及び返信用封筒の手配及び印刷
- ・アンケート調査票及び返信用封筒の封入・封緘作業（宛名ラベル貼り付け含む。）
- ・アンケート調査結果の入力、集計（単純、クロス）、分析、報告書作成

#### ① 市民アンケート調査

- ・対象：18歳以上の市民1,000人以上

#### ② 事業者アンケート調査

- ・対象：市内事業所

※調査対象者の抽出は市が行う。

※宛名ラベルは市が用意する。

※調査票は郵送配布し、郵送又はオンラインで回答を受け付けるものとする。

(5) 調査結果の取りまとめと課題の整理

(1)～(4)の各種調査結果を取りまとめるとともに第3次環境基本計画策定に向けた課題等を整理する。

(6) 環境関連施策・事業等調査

整理した市の環境課題を踏まえて、環境の保全及びその向上のために必要な各種施策・事業の今後の実施予定及び成果指標を把握するため、庁内各課を対象に環境関連施策・事業等調査を実施する。受託者は調査票の作成及び回収された調査票の整理、第3次環境基本計画への反映方針を検討する。なお、調査票の関係各課への配付・回収は委託者が行うものとする。

(7) 第3次環境基本計画素案の作成

環境関連施策・事業等調査結果をもとに委託者と協議しながら、第3次環境基本計画素案（事務局案）を作成し、これを環境審議会に諮り、審議会委員からの提案・助言や庁内関係課の意見を反映した第3次環境基本計画素案を作成する。

(8) パブリックコメントの支援

幅広い市民の意見を聞き、それをできるだけ第3次環境基本計画に反映させるために、計画書の素案段階におけるパブリックコメントを実施する。受託者は寄せられた意見に対する対応方針の検討支援を行う。

(9) 第3次環境基本計画及び概要版の作成

パブリックコメントによる市民意見や環境審議会の審議結果等における検討結果に基づき、第3次環境基本計画を作成する。あわせて、その概要を示した第3次環境基本計画概要版を作成する。

(10) 環境審議会や計画についての説明会の運営支援

本計画に関する環境審議会資料の作成を支援するとともに、会議（3～4回程度）に出席し、会議の運営に必要な支援を行う。また、会議の議事概要を作成して提出する。

その他津久見市議会の委員会等必要と思われる会議に出席し、説明等必要な支援を行う

#### 4-3 区域施策編の策定

区域施策編は環境基本計画に内包するが、区域施策編となる部分を作成するために必要な調査・検討事項を以下に示す。

(1) 二酸化炭素排出量の現況推計、森林吸収量の推計

2013年度から2023年度までの市域の二酸化炭素排出量を推計する。基本的に環境省が公表している自治体排出量カルテで推計された排出量を用いるが、市の実態と明らかに乖

離があると考えられる部門については、環境省の区域施策編マニュアル※に準ずる方法を用いて排出量を推計する。また、森林及び都市緑化による二酸化炭素吸収量を推計する。

#### ※区域施策編マニュアル

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（詳細版（旧・本編）」

（令和7年6月、環境省）

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」

（令和7年6月、環境省）

#### (2) 再エネ導入ポテンシャルの整理

再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）を活用し、市域における再エネ導入ポテンシャルを整理する。

#### (3) 二酸化炭素排出量の将来推計

##### ①現状趨勢（BAU）ケース

今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の2030年度における将来排出量を推計する。部門別に最新の現況年度の原単位（家庭部門の例：世帯数あたりの二酸化炭素排出量）を固定し、市の活動量（家庭部門の例：世帯数）の変化をもとに推計する。その際、将来の計画フレーム（例：将来人口）等の計画値がある場合には、その値を採用する。

##### ②対策ケース

二酸化炭素排出量の削減に向けて今後実施すべき対策の効果を考慮した場合の、2030年度における二酸化炭素排出量の将来推計を行う。推計に当たっては根拠を持たせ、その算出方法についても明示すること。

#### (4) 二酸化炭素排出削減目標の設定

各種調査・推計結果や国・県等の削減目標を踏まえて、市の二酸化炭素排出削減目標を設定する。

#### (5) 目標達成に向けた施策・指標の検討

二酸化炭素排出削減目標の達成に向けた施策及び指標を検討する。

施策の方向性（例）：

- ・再生可能エネルギーの導入促進に係る施策
- ・省エネルギーに関する施策
- ・脱炭素化のまちづくりに関する施策
- ・廃棄物発生抑制につながる施策
- ・二酸化炭素の吸収に関する施策 等

#### (6) 二酸化炭素排出量算定支援システムの作成

計画策定以降に毎年の二酸化炭素排出状況を確認するため、市域からの二酸化炭素排出量及び二酸化炭素吸収量を整理・算定するためのシステムを作成する。また、算定システムのマニュアルを作成する。

#### 4-4 事務事業編の見直し

事務事業編も環境基本計画に内包する。事務事業編となる部分を作成するために必要な調査・検討事項を以下に示す。

##### (1) 温室効果ガス排出量の調査・分析

市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量を算定する。

算定するために必要な活動量データ（エクセルで年度・施設別に整理した情報）は市から受託者に提供する。受託者は、活動量データをもとに、市の事務・事業に係る温室効果ガス排出量を算定する。算定は、環境省の事務事業編マニュアル※に準ずる方法で行うこととする。また、算定期間は 2013 年度及び 2022～2024 年度とするが、活動量データを入力できない年度がある場合には、受託者と協議の上決定する。

また、整理した情報を用いてエネルギー消費や温室効果ガス排出構造を分析する。

##### ※事務事業編マニュアル

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（詳細版（旧・本編））Ver. 2.0」

（令和 7 年 3 月、環境省）

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver. 2.0」

（令和 7 年 3 月、環境省）

##### (2) 取組の実施状況調査

現行計画に記載された取組の実施状況や今後の実施意向、今後の設備更新計画を把握するための庁内調査を行う。

受託者は、調査票（エクセルを想定）を作成する。また、得られた回答を整理するとともに、削減目標の定量的な設定や目標達成に向けた取組など、計画内容の検討に活用する。

委託者は、庁内組織を通じて調査票を配布・回収し、回答を受託者に提供する。

##### (3) 事務事業編の見直し

各種調査結果に基づき、現行計画の時点評価、今後の温室効果ガス排出量の削減見込みの推計等を行う。また、温室効果ガス排出量の削減目標、目標を達成するための取組、計画の推進体制等、計画内容の見直しを行う。

##### (4) 温室効果ガス排出量算定・管理支援システム（LAPSS）の導入支援

市が現在使用している温室効果ガス排出量算定・管理システムを、環境省が推奨してい

る地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「Local Action Plan Supporting System（通称 LAPSS）」に移行する。移行後は、LAPSS に活動量を入力することで、市の事務事業における温室効果ガス排出量の算定ができるように整備する。

#### (5) 取組の実施状況点検ツールの導入支援

市が取組の実施状況を年 1 回点検するための庁内調査票や、調査結果を集計して取組の実施状況を表・グラフ等で示すことができるエクセルファイル等を整備する。

### 4-5 気候変動適応計画の包含

#### (1) 地域気候変動適応計画

「地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドライン」に基づく、気候変動及びその影響について、現在及び将来の影響を整理するとともに、将来的な気候変動及び影響について予測・評価を行う。

評価結果を基に、本市の地域特性を踏まえた計画を策定する。

## 5 成果品

本業務の成果品として、次のものを作成し、提出する。

- (1) 第 3 次津久見市環境基本計画（事務事業編・区域施策編等を含む） 電子データ 一式
  - (2) 第 3 次津久見市環境基本計画 概要版 電子データ 一式
  - (3)(1)～(2)の印刷・製本  
仕様：A 4 判、4 色刷り、5 0 部
  - (4) （区域施策編）二酸化炭素排出量算定支援システムのマニュアル 電子データ 一式
  - (5) （事務事業編）取組の実施状況点検ツール 電子データ 一式
  - (6) 成果物に使用した各種引用データ、集計データ等（Excel、Word ファイル等） 一式
- ※納品場所 津久見市役所環境保全課

## 6 再委託の禁止

再委託は、原則認めない。ただし、書面により委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

## 7 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し情報の漏えい・紛失・盗難・改ざん、その他の事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

## 8 その他

- (1) 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、事業者選定時に提案した内容を遵守し実施すること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、委託者と十分に協議を行い、委託者の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (3) 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。
- (4) 本市の要求事項に対する手法や本仕様書に記載していない独自の提案、計画実現性を高めるための具体的な提案がされることを期待する。
- (5) 仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、委託者と受託者で協議の上、決定する。
- (6) 本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く。）に関する著作権（著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、津久見市に帰属するものとする。

## 9 担当部署

津久見市役所環境保全課 環境対策班 TEL：0972-82-9513 FAX：0972-82-9520